

平成31年第1回神奈川県議会定例会

提 出 議 案 説 明 附 属 資 料

(2 月 13 日 提 案 分)

福祉子どもみらい局

目 次

ページ

1	介護保険法施行条例 新旧対照表	1
2	介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例 新旧対照表	16

1 介護保険法施行条例（平成12年神奈川県条例第27号）新旧対照表

改 正			現 行		
第1条～第13条（略） 別表（第9条関係）			第1条～第13条（略） 別表（第9条関係）		
手数料徴収に係る 事務	手数料 の名称	金額	手数料徴収に係る 事務	手数料 の名称	金額
1 法第69条の2 第1項の規定に 基づく介護支援 専門員実務研修 受講試験の試験 問題作成事務	(略)	<u>1,800円</u>	1 法第69条の2 第1項の規定に 基づく介護支援 専門員実務研修 受講試験の試験 問題作成事務	(略)	<u>700円</u>
2 法第69条の2 第1項の規定に 基づく介護支援 専門員実務研修 受講試験の実施	(略)	<u>1万2,000円</u>	2 法第69条の2 第1項の規定に 基づく介護支援 専門員実務研修 受講試験の実施	(略)	<u>8,090円</u>
3 法第69条の2 第1項の規定に 基づく介護支援 専門員実務研修 の実施	(略)	<u>6万390円</u>	3 法第69条の2 第1項の規定に 基づく介護支援 専門員実務研修 の実施	(略)	<u>6万円</u>
4 法第69条の7 第1項及び第5 項の規定に基づ く介護支援専門 員証の交付	(略)	<u>2,860円</u>	4 法第69条の7 第1項及び第5 項の規定に基づ く介護支援専門 員証の交付	(略)	<u>2,840円</u>
5 法第69条の7 第1項の規定に 基づく介護支援 専門員証の書換 え交付	(略)	<u>1,850円</u>	5 法第69条の7 第1項の規定に 基づく介護支援 専門員証の書換 え交付	(略)	<u>1,830円</u>
6 法第69条の7 第1項の規定に 基づく介護支援 専門員証の再交 付	(略)	<u>1,760円</u>	6 法第69条の7 第1項の規定に 基づく介護支援 専門員証の再交 付	(略)	<u>1,740円</u>
7 法第69条の7 第2項の規定に 基づく介護支援 専門員再研修の 実施	(略)	<u>4万2,700円</u>	7 法第69条の7 第2項の規定に 基づく介護支援 専門員再研修の 実施	(略)	<u>4万2,000円</u>
8 法第69条の8 第1項の規定に	(略)	<u>2,860円</u>	8 法第69条の8 第1項の規定に	(略)	<u>2,840円</u>

改 正			現 行		
基づく介護支援 専門員証の更新			基づく介護支援 専門員証の更新		
9 法第69条の8 第2項の規定に 基づく介護支援 専門員更新研修 の実施	(略)	(1) 介護支援 専門員証の有 効期間中に介 護支援専門員 の業務の従事 経験を有しな い者に対する 更新研修 <u>4万2,700円</u>  (2) 介護支援 専門員証の有 効期間中に介 護支援専門員 の業務の従事 経験を有する 者に対する更 新研修 ア 厚生労働 大臣が定め る介護支援 専門員等に 係る研修の 基準（平成 18年厚生労 働省告示第 218号。以下 「研修基 準」とい う。）の3 の表の注1 に規定する 科目を受講 する場合 <u>4万3,200円</u> イ 研修基準 の3の表の 注1に規定 する科目以 外の科目を 受講する場 合 <u>3万2,200円</u>	9 法第69条の8 第2項の規定に 基づく介護支援 専門員更新研修 の実施	(略)	(1) 介護支援 専門員証の有 効期間中に介 護支援専門員 の業務の従事 経験を有しな い者に対する 更新研修 <u>4万2,000円</u>  (2) 介護支援 専門員証の有 効期間中に介 護支援専門員 の業務の従事 経験を有する 者に対する更 新研修 ア 厚生労働 大臣が定め る介護支援 専門員等に 係る研修の 基準（平成 18年厚生労 働省告示第 218号。以下 「研修基 準」とい う。）の3 の表の注1 に規定する 科目を受講 する場合 <u>4万3,000円</u> イ 研修基準 の3の表の 注1に規定 する科目以 外の科目を 受講する場 合 <u>3万2,000円</u>

改 正			現 行		
10 法第70条第1項の規定に基づく指定居宅サービス事業者の指定の申請（法第72条の2第1項本文の規定の適用がある場合における指定の申請、訪問リハビリテーションに係る指定の申請を法第94条第1項の規定に基づく介護老人保健施設の開設の許可の申請又は法第107条第1項の規定に基づく介護医療院の開設の許可の申請と併せて行う場合における当該指定の申請、居宅療養管理指導に係る指定の申請を訪問看護に係る指定の申請と併せて行う場合における当該居宅療養管理指導に係る指定の申請及び訪問看護に係る法第41条第1項本文の指定を受けている者が居宅療養管理指導に係る指定の申請を行う場合における当該申請を除く。）に対する審査	(略)	<p>(1) 通所介護及び特定施設入居者生活介護に係る指定の申請に対する審査 <u>3万80円</u></p> <p>(2) 短期入所生活介護及び短期入所療養介護に係る指定の申請に対する審査 <u>2万80円</u></p> <p>(3) その他の居宅サービスに係る指定の申請に対する審査 <u>2万50円</u></p>	10 法第70条第1項の規定に基づく指定居宅サービス事業者の指定の申請（法第72条の2第1項本文の規定の適用がある場合における指定の申請、訪問リハビリテーションに係る指定の申請を法第94条第1項の規定に基づく介護老人保健施設の開設の許可の申請又は法第107条第1項の規定に基づく介護医療院の開設の許可の申請と併せて行う場合における当該指定の申請、居宅療養管理指導に係る指定の申請を訪問看護に係る指定の申請と併せて行う場合における当該居宅療養管理指導に係る指定の申請及び訪問看護に係る法第41条第1項本文の指定を受けている者が居宅療養管理指導に係る指定の申請を行う場合における当該申請を除く。）に対する審査	(略)	<p>(1) 通所介護及び特定施設入居者生活介護に係る指定の申請に対する審査 <u>3万50円</u></p> <p>(2) 短期入所生活介護及び短期入所療養介護に係る指定の申請に対する審査 <u>2万50円</u></p> <p>(3) その他の居宅サービスに係る指定の申請に対する審査 <u>2万30円</u></p>

改 正			現 行				
11	法第70条の2 第4項において 準用する法第70 条第1項の規定 に基づく指定居 宅サービス事業 者の指定の更新 の申請（法第72 条の2第1項本 文の規定の適用 がある場合にお ける指定の更新 の申請、訪問リ ハビリテーショ ンに係る指定の 更新の申請を法 第94条の2第4 項において準用 する法第94条第 1項の規定に基 づく介護老人保 健施設の開設の 許可の更新の申 請又は法第108 条第4項におい て準用する法第 107条第1項の 規定に基づく介 護医療院の開設 の許可の更新の 申請と併せて行 う場合における 当該指定の更新 の申請、居宅療 養管理指導に係 る指定の更新の 申請を訪問看護 に係る指定の更 新の申請と併せ て行う場合にお ける当該居宅療 養管理指導に係 る指定の更新の 申請及び訪問看	(略)	<u>1万50円</u>	11	法第70条の2 第4項において 準用する法第70 条第1項の規定 に基づく指定居 宅サービス事業 者の指定の更新 の申請（法第72 条の2第1項本 文の規定の適用 がある場合にお ける指定の更新 の申請、訪問リ ハビリテーショ ンに係る指定の 更新の申請を法 第94条の2第4 項において準用 する法第94条第 1項の規定に基 づく介護老人保 健施設の開設の 許可の更新の申 請又は法第108 条第4項におい て準用する法第 107条第1項の 規定に基づく介 護医療院の開設 の許可の更新の 申請と併せて行 う場合における 当該指定の更新 の申請、居宅療 養管理指導に係 る指定の更新の 申請を訪問看護 に係る指定の更 新の申請と併せ て行う場合にお ける当該居宅療 養管理指導に係 る指定の更新の 申請及び訪問看	(略)	<u>1万30円</u>

改 正			現 行		
護に係る法第41条第1項本文の指定を受けている者が居宅療養管理指導に係る指定の更新の申請を行う場合における当該申請を除く。)に対する審査			護に係る法第41条第1項本文の指定を受けている者が居宅療養管理指導に係る指定の更新の申請を行う場合における当該申請を除く。)に対する審査		
12 法第86条第1項の規定に基づく指定介護老人福祉施設の指定の申請に対する審査	(略)	<u>4万5,080円</u>	12 法第86条第1項の規定に基づく指定介護老人福祉施設の指定の申請に対する審査	(略)	<u>4万5,050円</u>
13 法第86条の2第4項において準用する法第86条第1項の規定に基づく指定介護老人福祉施設の指定の更新の申請に対する審査	(略)	<u>2万5,050円</u>	13 法第86条の2第4項において準用する法第86条第1項の規定に基づく指定介護老人福祉施設の指定の更新の申請に対する審査	(略)	<u>2万5,030円</u>
14 法第94条第1項の規定に基づく介護老人保健施設の開設の許可	(略)	<u>6万3,080円</u>	14 法第94条第1項の規定に基づく介護老人保健施設の開設の許可	(略)	<u>6万3,050円</u>
15 法第94条第2項の規定に基づく介護老人保健施設の変更の許可(構造設備の変更を伴うものに限る。)	(略)	<u>3万3,080円</u>	15 法第94条第2項の規定に基づく介護老人保健施設の変更の許可(構造設備の変更を伴うものに限る。)	(略)	<u>3万3,050円</u>
16 法第94条の2第4項において準用する法第94条第1項の規定に基づく介護老	(略)	<u>2万5,050円</u>	16 法第94条の2第4項において準用する法第94条第1項の規定に基づく介護老	(略)	<u>2万5,030円</u>

改 正			現 行		
人保健施設の開設の許可の更新			人保健施設の開設の許可の更新		
17 法第107条第1項の規定に基づく介護医療院の開設の許可	(略)	<u>6万3,080円</u>	17 法第107条第1項の規定に基づく介護医療院の開設の許可	(略)	<u>6万3,050円</u>
18 法第107条第2項の規定に基づく介護医療院の変更の許可(構造設備の変更を伴うものに限る。)	(略)	<u>3万3,080円</u>	18 法第107条第2項の規定に基づく介護医療院の変更の許可(構造設備の変更を伴うものに限る。)	(略)	<u>3万3,050円</u>
19 法第108条第4項において準用する法第107条第1項の規定に基づく介護医療院の開設の許可の更新	(略)	<u>2万5,050円</u>	19 法第108条第4項において準用する法第107条第1項の規定に基づく介護医療院の開設の許可の更新	(略)	<u>2万5,030円</u>
20 法第115条の2第1項の規定に基づく指定介護予防サービス事業者の指定の申請(法第115条の2の2第1項本文の規定の適用がある場合における指定の申請、介護予防訪問リハビリテーションに係る指定の申請を法第94条第1項の規定に基づく介護老人保健施設の開設の許可の申請又は法第107条第1項の規定に基づく介護医療院の開設の許可の申請と併せて行う場合	(略)	(1) 介護予防特定施設入居者生活介護に係る指定の申請に対する審査 <u>1万5,080円</u> (2) 介護予防短期入所生活介護及び介護予防短期入所療養介護に係る指定の申請に対する審査 <u>1万80円</u> (3) その他の介護予防サービスに係る指定の申請に対する審査 <u>1万50円</u>	20 法第115条の2第1項の規定に基づく指定介護予防サービス事業者の指定の申請(法第115条の2の2第1項本文の規定の適用がある場合における指定の申請、介護予防訪問リハビリテーションに係る指定の申請を法第94条第1項の規定に基づく介護老人保健施設の開設の許可の申請又は法第107条第1項の規定に基づく介護医療院の開設の許可の申請と併せて行う場合	(略)	(1) 介護予防特定施設入居者生活介護に係る指定の申請に対する審査 <u>1万5,050円</u> (2) 介護予防短期入所生活介護及び介護予防短期入所療養介護に係る指定の申請に対する審査 <u>1万50円</u> (3) その他の介護予防サービスに係る指定の申請に対する審査 <u>1万30円</u>



改 正			現 行		
<p>における当該指定の申請、介護予防居宅療養管理指導に係る指定の申請を介護予防訪問看護に係る指定の申請と併せて行う場合における当該介護予防居宅療養管理指導に係る指定の申請及び介護予防訪問看護に係る法第53条第1項本文の指定を受けている者が介護予防居宅療養管理指導に係る指定の申請を行う場合における当該申請を除く。)に対する審査</p>			<p>における当該指定の申請、介護予防居宅療養管理指導に係る指定の申請を介護予防訪問看護に係る指定の申請と併せて行う場合における当該介護予防居宅療養管理指導に係る指定の申請及び介護予防訪問看護に係る法第53条第1項本文の指定を受けている者が介護予防居宅療養管理指導に係る指定の申請を行う場合における当該申請を除く。)に対する審査</p>		
<p>21 法第115条の11において準用する法第70条の2第4項において準用する法第70条第1項の規定に基づく指定介護予防サービス事業者の指定の更新の申請（法第115条の2の2第1項本文の規定の適用がある場合における指定の更新の申請、介護予防訪問リハビリテーションに係る指定の更新の申請を法第94条の2第4項にお</p>	(略)	<u>1万50円</u>	<p>21 法第115条の11において準用する法第70条の2第4項において準用する法第70条第1項の規定に基づく指定介護予防サービス事業者の指定の更新の申請（法第115条の2の2第1項本文の規定の適用がある場合における指定の更新の申請、介護予防訪問リハビリテーションに係る指定の更新の申請を法第94条の2第4項にお</p>	(略)	<u>1万30円</u>

改 正			現 行		
<p>いて準用する法第94条第1項の規定に基づく介護老人保健施設の開設の許可の更新の申請又は法第108条第4項において準用する法第107条第1項の規定に基づく介護医療院の開設の許可の更新の申請と併せて行う場合における当該指定の更新の申請、介護予防居宅療養管理指導に係る指定の更新の申請を介護予防訪問看護に係る指定の更新の申請と併せて行う場合における当該介護予防居宅療養管理指導に係る指定の更新の申請及び介護予防訪問看護に係る法第53条第1項本文の指定を受けている者が介護予防居宅療養管理指導に係る指定の更新の申請を行う場合における当該申請を除く。)に対する審査</p>			<p>いて準用する法第94条第1項の規定に基づく介護老人保健施設の開設の許可の更新の申請又は法第108条第4項において準用する法第107条第1項の規定に基づく介護医療院の開設の許可の更新の申請と併せて行う場合における当該指定の更新の申請、介護予防居宅療養管理指導に係る指定の更新の申請を介護予防訪問看護に係る指定の更新の申請と併せて行う場合における当該介護予防居宅療養管理指導に係る指定の更新の申請及び介護予防訪問看護に係る法第53条第1項本文の指定を受けている者が介護予防居宅療養管理指導に係る指定の更新の申請を行う場合における当該申請を除く。)に対する審査</p>		
<p>22 法第115条の35第2項の規定に基づく介護サ</p>	(略)	(1) 次項右欄に規定する調査の区分に応じ、法第115条	<p>22 法第115条の35第2項の規定に基づく介護サ</p>	(略)	(1) 次項右欄に規定する調査の区分に応じ、法第115条

改 正			現 行		
サービス情報の公表		<p>の35第1項の規定により同項に規定する介護サービスの提供を開始しようとするときに行う報告に係る公表</p> <p style="text-align: right;"><u>5,730円</u></p> <p>(2) 次項右欄に規定する調査の区分に応じ、法第115条の35第1項の規定により介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）第140条の44に規定するときに行う報告に係る公表</p> <p style="text-align: right;"><u>6,430円</u></p>	サービス情報の公表		<p>の35第1項の規定により同項に規定する介護サービスの提供を開始しようとするときに行う報告に係る公表</p> <p style="text-align: right;"><u>5,680円</u></p> <p>(2) 次項右欄に規定する調査の区分に応じ、法第115条の35第1項の規定により介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）第140条の44に規定するときに行う報告に係る公表</p> <p style="text-align: right;"><u>6,380円</u></p>
23 法第115条の35第3項の規定に基づく介護サービス情報の調査	(略)	<p>(1) 訪問介護及び夜間対応型訪問介護のうちいずれか1以上の調査</p> <p style="text-align: right;"><u>2万1,080円</u></p> <p>(2) 訪問入浴介護及び介護予防訪問入浴介護のうちいずれか1以上の調査</p> <p style="text-align: right;"><u>2万980円</u></p> <p>(3) 訪問看護及び介護予防訪問看護のうちいずれか1以上の調査</p>	23 法第115条の35第3項の規定に基づく介護サービス情報の調査	(略)	<p>(1) 訪問介護及び夜間対応型訪問介護のうちいずれか1以上の調査</p> <p style="text-align: right;"><u>2万970円</u></p> <p>(2) 訪問入浴介護及び介護予防訪問入浴介護のうちいずれか1以上の調査</p> <p style="text-align: right;"><u>2万870円</u></p> <p>(3) 訪問看護及び介護予防訪問看護のうちいずれか1以上の調査</p>

改 正		現 行	
	<p style="text-align: right;"><u>2万1,680円</u></p> <p>(4) 訪問看護及び介護予防訪問看護のうちいずれか1以上並びに地域密着型通所介護(指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号)第38条に規定する指定療養通所介護(以下「指定療養通所介護」という。))に限る。)の調査</p> <p style="text-align: right;"><u>2万5,680円</u></p> <p>(5) 訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーションのうちいずれか1以上の調査</p> <p style="text-align: right;"><u>2万1,180円</u></p> <p>(6) 通所介護、地域密着型通所介護(指定療養通所介護を除く。)、認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護のうちいずれ</p>		<p style="text-align: right;"><u>2万1,570円</u></p> <p>(4) 訪問看護及び介護予防訪問看護のうちいずれか1以上並びに地域密着型通所介護(指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号)第38条に規定する指定療養通所介護(以下「指定療養通所介護」という。))に限る。)の調査</p> <p style="text-align: right;"><u>2万5,570円</u></p> <p>(5) 訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーションのうちいずれか1以上の調査</p> <p style="text-align: right;"><u>2万1,070円</u></p> <p>(6) 通所介護、地域密着型通所介護(指定療養通所介護を除く。)、認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護のうちいずれ</p>

改 正		現 行	
	<p>か1以上の調査</p> <p><u>2万2,980円</u></p> <p>(7) 通所介護、地域密着型通所介護（指定療養通所介護を除く。）、認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護のうちいずれか1以上並びに地域密着型通所介護（指定療養通所介護に限る。）の調査</p> <p><u>2万3,680円</u></p> <p>(8) 地域密着型通所介護（指定療養通所介護に限る。）の調査（(4)、(7)及び(10)に掲げるものを除く。）</p> <p><u>2万3,780円</u></p> <p>(9) 通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションのうちいずれか1以上の調査</p> <p><u>2万3,280円</u></p> <p>(10) 通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビ</p>		<p>か1以上の調査</p> <p><u>2万2,870円</u></p> <p>(7) 通所介護、地域密着型通所介護（指定療養通所介護を除く。）、認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護のうちいずれか1以上並びに地域密着型通所介護（指定療養通所介護に限る。）の調査</p> <p><u>2万3,570円</u></p> <p>(8) 地域密着型通所介護（指定療養通所介護に限る。）の調査（(4)、(7)及び(10)に掲げるものを除く。）</p> <p><u>2万3,670円</u></p> <p>(9) 通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションのうちいずれか1以上の調査</p> <p><u>2万3,170円</u></p> <p>(10) 通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビ</p>

改 正		現 行	
	<p>リテーションのうちいずれか1以上並びに地域密着型通所介護（指定療養通所介護に限る。）の調査</p> <p style="text-align: right;"><u>2万4,180円</u></p> <p>(11) 特定施設入居者生活介護、介護予防特定施設入居者生活介護及び地域密着型特定施設入居者生活介護のうちいずれか1以上の調査</p> <p style="text-align: right;"><u>2万3,380円</u></p> <p>(12) 福祉用具貸与、介護予防福祉用具貸与、特定福祉用具販売及び特定介護予防福祉用具販売のうちいずれか1以上の調査</p> <p style="text-align: right;"><u>2万580円</u></p> <p>(13) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護の調査</p> <p style="text-align: right;"><u>2万3,180円</u></p> <p>(14) 小規模多機能型居宅介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護のうちいずれか1以上の調査</p>		<p>リテーションのうちいずれか1以上並びに地域密着型通所介護（指定療養通所介護に限る。）の調査</p> <p style="text-align: right;"><u>2万4,070円</u></p> <p>(11) 特定施設入居者生活介護、介護予防特定施設入居者生活介護及び地域密着型特定施設入居者生活介護のうちいずれか1以上の調査</p> <p style="text-align: right;"><u>2万3,270円</u></p> <p>(12) 福祉用具貸与、介護予防福祉用具貸与、特定福祉用具販売及び特定介護予防福祉用具販売のうちいずれか1以上の調査</p> <p style="text-align: right;"><u>2万470円</u></p> <p>(13) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護の調査</p> <p style="text-align: right;"><u>2万3,070円</u></p> <p>(14) 小規模多機能型居宅介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護のうちいずれか1以上の調査</p>

改 正		現 行	
	<u>2万1,480円</u>		<u>2万1,370円</u>
	(15) 認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護のうちいずれか1以上の調査		(15) 認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護のうちいずれか1以上の調査
	<u>2万1,680円</u>		<u>2万1,570円</u>
	(16) 複合型サービスの調査		(16) 複合型サービスの調査
	<u>2万3,280円</u>		<u>2万3,170円</u>
	(17) 居宅介護支援の調査		(17) 居宅介護支援の調査
	<u>2万180円</u>		<u>2万70円</u>
	(18) 介護老人福祉施設、短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護のうちいずれか1以上の調査		(18) 介護老人福祉施設、短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護のうちいずれか1以上の調査
	<u>2万3,850円</u>		<u>2万3,750円</u>
	(19) 介護老人保健施設並びに短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護（介護老人保健施設において行うものに限る。）のうちいずれか1以上の調査		(19) 介護老人保健施設並びに短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護（介護老人保健施設において行うものに限る。）のうちいずれか1以上の調査
	<u>2万3,750円</u>		<u>2万3,650円</u>
	(20) 介護療養型医療施設並		(20) 介護療養型医療施設並

改 正			現 行		
		びに短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護（介護老人保健施設において行うものを除く。）のうちいずれか1以上の調査 <u>2万3,150円</u>			びに短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護（介護老人保健施設において行うものを除く。）のうちいずれか1以上の調査 <u>2万3,050円</u>
24 健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有することとされる同法第26条の規定による改正前の法第107条の2第4項において準用する法第107条第1項の規定に基づく指定介護療養型医療施設の指定の更新の申請に対する審査	(略)	<u>2万5,050円</u>	24 健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有することとされる同法第26条の規定による改正前の法第107条の2第4項において準用する法第107条第1項の規定に基づく指定介護療養型医療施設の指定の更新の申請に対する審査	(略)	<u>2万5,030円</u>
25 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「政令」という。）第37条の15第1項の規定に基づく研修（省令第140条の68第1項第1号に規定する主任介護支援専門員研修に限る。）の実施	(略)	<u>5万900円</u>	25 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「政令」という。）第37条の15第1項の規定に基づく研修（省令第140条の68第1項第1号に規定する主任介護支援専門員研修に限る。）の実施	(略)	<u>5万円</u>



改 正			現 行		
26 政令第37条の 15第1項の規定 に基づく研修 (省令第140条 の68第1項第2 号に規定する主 任介護支援専門 員更新研修に限 る。) の実施	(略)	<u>4万700円</u>	26 政令第37条の 15第1項の規定 に基づく研修 (省令第140条 の68第1項第2 号に規定する主 任介護支援専門 員更新研修に限 る。) の実施	(略)	<u>4万円</u>



改 正	現 行
<p>同項第1号中「臨床検査技師」とあるのは「<u>臨床検査技師（臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律の一部を改正する法律附則第3条第1項に規定する者を含む。）</u>」と、同令第9条の12中「<u>法第15条の3第2項の規定による第9条の8の2に定める医療機器</u>」とあるのは「<u>基準条例第33条第3項第3号に掲げる特定保守管理医療機器</u>」と、同令第9条の13中「<u>法第15条の3第2項の規定による</u>」とあるのは「<u>基準条例第33条第3項第4号に掲げる</u>」と_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____読み替えるものとする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>第34条～第54条 (略)</p>	<p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>同令第9条の12中「<u>法第15条の3第2項の規定による第9条の8の2に定める医療機器</u>」とあるのは「<u>基準条例第33条第3項第3号に掲げる特定保守管理医療機器</u>」と、同令第9条の13中「<u>法第15条の3第2項の規定による</u>」とあるのは「<u>基準条例第33条第3項第4号に掲げる</u>」と、<u>臨床検査技師等に関する法律施行規則第12条第1項中「法第20条の3第2項の厚生労働省令で定める</u>」とあるのは「<u>衛生検査所における介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成30年神奈川県条例第46号）第33条第3項第1号に掲げる検体検査の業務の適正な実施に必要なものの</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>第34条～第54条 (略)</p>